

令和 8 年 9 月 1 4 日
国土交通省海事局
安全政策課船舶安全基準室
海洋・環境政策課技術企画室

水素燃料電池船の安全ガイドラインに規定のない事項に係る
安全要件の解釈について

「水素燃料電池船の安全ガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）は、燃料電池を搭載した船舶並びに水素燃料を使用する推進機関、補助動力機関及びその他の機器について、その設計、構造及び運用を安全かつ環境に配慮したものとするために必要な技術的事項を示すことを目的としています。

一方で、一部の燃料電池を搭載した船舶等では、燃料電池で水素を使用するための燃料改質プロセスを用いるものなど、水素の安全な使用を確保する観点から、ガイドラインに規定されていない追加的な検討及び安全対策が必要となる場合があります。このような場合には、これまでは主として「ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の国際安全コード（IGF コード）」に定める安全要件を参照することとしていました。

今般、令和 8 年 5 月に開催された第 111 回海上安全委員会（MSC 111）において、「水素を燃料として使用する船舶の安全に関する暫定ガイドライン（INTERIM GUIDELINES FOR THE SAFETY OF SHIPS USING HYDROGEN AS FUEL）（MSC.1/Circ.1701）」が策定されました。

このため、ガイドラインに規定のない事項に係る安全性の検討及び安全対策にあたっては、IGF コードに定める安全要件に加え、「水素を燃料として使用する船舶の安全に関する暫定ガイドライン（MSC.1/Circ.1701）」についても参照することとします。